

論文の和文要旨	
論文題目	21 世紀転換期ニジェール西部農村地帯ソンガイ系社会における行政村の分裂・創設過程をめぐる民族誌的研究
氏名	佐久間 寛

#### 主題

1990年代中頃、ニジェール共和国西部の一行政村が分裂し、新村が創設された。その約10年後に同村をおとずれた筆者に、この出来事の詳細な経緯が、調査終了の間際になってはじめて語られた。本稿は、この出来事を主題に、現代西アフリカにおける社会の様態を「モラル」の観点から記すことをめざした、民族誌的研究である。

#### 序章 言説

本章では、伝統首長と協同組合というふたつの制度を主題に先行文献研究をおこなった。ごく一般的な意味で、一行政村の分裂・創設とは、統治機構の末端の修正にすぎない。しかし、バランディエの動態的社会学の流れをくむ先行研究からは、それがむしろ、18~19世紀の外来遊牧民の流入、19~20世紀のフランスによる植民地化、1970~90年代の農村開発(国有灌漑農地の建設)といった史的過程のなかに位置づけられるべき出来事であるとの視座がえられる。ただし、社会をアクター間の葛藤の場としてとらえる先行研究の視座には、アクターとされる「個人」それ自体もまた、分裂と葛藤を抱えた「社会」的な場であることへの配慮が欠落している。ゆえに、たとえば元協同組合代表である人物が伝統首長として土地係争に介入するという状況に直面した研究者は、この人物を、「近代的な」協同

組合制度を支配する個人と、土地を「伝統的」に支配してきた首長という別個のアクターとして記述してしまう。こうしてその記述からは、国家規模の政治的・経済的変動と連鎖的に生じた社会と個人の分裂の過程がとらえ損ねられていく。本稿の主題である行政村の分裂・創設とは、この過程の一端に位置する出来事であり、ゆえに、個人の同一性を想定するアクター分析の手法を採用するわけにはいかない。

本稿では、この分析手法にかえて、社会を生きる当事者が想像する同一性、すなわちモラルに注目する視座を論へ導入する。モラルとは、同一化されざる他者をめぐる想像力でもある。真島の「中間集団論」の表現でいう、こうしたモラルの二価性こそが、一行政村の分裂と創設を同時にうながしていく。本稿では、この出来事の論述に先立ち、この出来事へ連絡していくモラルの様態を、親族、首長、土地という主題のもとで論じる。

## 1章 親族

本章の主題は、人の分類概念「ドゥミ dumi」、とくに親族範疇としてのドゥミである。

1節では、隣接概念との比較からドゥミの構成原理を検討した。ドゥミは、「祖先がひとつ」という定型表現にしめされるとおり、祖先との非単系的な関係を中心に構成される範疇であり、自己中心的親族範疇 *nayzey* や居住集団 *windi* から区別しうる。それはまた、擬制的親族を含まない点において、社会的範疇「身内 *borey*」から区別される。ただしドゥミは、「奴隷は祖先をもたない」という理念をふくんだ、非「生物学的」範疇でもある。本節では、ドゥミが、血・精子・卵子などではなく、「腹 *gunde*」という喩に支えられている点に注目し、この社会結合の規範を「腹の原理」とよぶことにした。

2節では、ガーロコイレ村のドゥミの具体的記述をこころみた。同村には、4あるいは5つのドゥミがあるといわれる。ただしその内実は多様で、相互の境界も曖昧である。それにもかかわらず当事者たちは、これらのドゥミを可算的・実体的な集団として語る。こうした語りではまた、一部の人びとが主要なドゥミから排除されている点がみてとれる。

3節では、前節の民族誌的資料にうかびあがってきたドゥミの「排除」の側面をふまえ、後着のドゥミにたいする先着のドゥミの優越を正当化する原理を検討した。後着のドゥミの祖先は、そもそも村人に歓待される客人 *yow* である。定住した客人(とその子孫)が先着者の脅威となる状況が生じることで、劣位の後着者(よそ者 *yow*)とみなされるようになる。ただし先着/後着の境界は、流動的である。境界はむしろ、後着者とされる誰かを劣位におこうとする個々の語りの場で生成する。本節では、とくに後着者が「足 *ce*」という身体部位によって暗示されることに注目し、以上の規範を「足の原理」とよぶことにした。

ドゥミを構成する腹の原理と足の原理は、奴隷と後着者を劣位におく。逆にこれらの原理によって権威を正当化されるのが、行政村の表象としての首長である。

## 2章 首長

本章では、「植民地的構築物」とされる伝統首長(村長およびその上位の行政単位カントンの首長)が社会の側によっていかに正当化されているかという点を、フランス植民地期とクンチェ軍事政権期(1974~87年)の首長位創設譚の検討をつうじて考察した。

1節では、植民地期のカントン長位創設譚をとりあげた。調査村ガーロコイレには、植民地期にカントン長位が導入された際、同村の首長一族の祖先は、娘婿である現カントン長一族の祖先にこの地位を譲ったとの伝承があった。前者と後者の一族は「祖先がひとつ」とされていた。本節では、両者の「祖先はちがう」との断言からはじまる創設譚に注目し、この語りが登場する「紙」(直接的にはフランス当局が作成したカントン長の任命状)が特権的個体を選別する植民地的近代の不条理を指ししめしていたこと、腹の原理は、植民地近代の暴力を封じる語りも、それを剔抉する語りも導くことを論じた。

2節では、クンチェ政権期の村長位創設譚をとりあげた。ガーロコイレ村から分裂するかたちで新設された行政村サーバ・テラとは、具体的にはニジュール川西岸の集落にある。人びとはこの集落に、両村長一族を中心に構成されたふたつの地縁集団が、あたかも植民地化以前から存在してきたかのように語る。ところが行政村分裂・創設の経緯をより踏みこんで問うと、たいてい人びとは、1980年代中頃に起きた強制移住騒動に言及する。本節では、この出来事をめぐる当事者の証言をとりあげ、村という行政単位が当事者にどのような表象され、また逆にそうした表象から何が捨象されていくかを検討した。

3節では、植民地化と強制移住騒動をめぐる語りに通底する、理念的な首長像の考察をこころみた。ある村長の権威を否認しようとする者は、一様に村長一族を後着者として語る。このことから逆説的に明らかとなるのは、村長とは本来先着者が担うべきものだという社会的規範である。つまり村長の地位は、本稿でいう「足の原理」によって正当化されている。一方、カントンとは、州・県・国とおなじく、後着者が先着者を駆逐する世界として表象される。つまり、「植民地的構築物」である村長とカントン長の権威は、足の原理を介して分節化され、国家機構のなかに統合されている。

足の原理による権威の正当化が村の範域にとどまるのは、先着者が後着者に惜しみなく「与えて」きたとされる財の性質が関わっている。客人の定住をうながす不動の財、すなわち土地である。しかしソンガイ系社会で土地を「与え」ることとは、具体的にいかなる事態を指し、その結果いかなる人的関係が形成されてきたのか。

## 3章 土地

1節では、先行研究で反復されてきた土地所有の構図、すなわち首長一族などの先着民を土地所有者、後着者や奴隷を用益権者とみなす構図はなりたちがたいことを指摘した。このことは、とりわけ、1960年代末以降、島嶼部住民がトウジンビエ栽培に適した西岸の土地でも耕作をおこなうようになった結果、島嶼部の土地所有者とされる首長一族が非所有者となり、非所有者とされる後着者や奴隷が所有者となる事態さえ進行したことから裏づ

けられた。

2節では、土地の所有と用益とは、言語実践に媒介された動態的過程をつうじて実現されることを明らかにした。まず実地調査での経験をふまえ、土地の授受の脈絡における「与える no」が贈与のみならず貸借の意味ももち、しかもその区別は故意に曖昧とされること、その一方で貸し手には、借地の強制的な返還要求(=「受けとり ta-yonj」)が認められており、しかもその効力は世代をこえて認められていることを指摘した。しかし、その要求は絶対的で必然的になされるものではなく、ゆえに現在の用益権者は未来の所有者となりうる。その一方、用益権者の側からすれば、土地を「与え」てくれる者と親密な関係を保ち、実質的な従属関係に耐えつつ、土地の「受けとり」を回避しなくてはならない。このような微妙な交渉の余地は、土地の授受の言語実践の曖昧さゆえに生じる。曖昧であるがゆえに葛藤が生まれ、世代をこえて継続することもある。

3節では、1990年代に建設された国有の灌漑農地(AHA)における土地制度を論じた。AHAでは、土地を「受けと」り「与え」る権限が、協同組合の代表という地位に集中する。この権限は、代表が「水 hari」(灌漑設備)の監督者であるがゆえに正当化されている(「水の原理」)。ただし実際にこの地位にある者は、「身内」以外の者から恣意的に土地を「受けと」り、自らの身内に「与え」ることができる。逆にその身内から排除された者は、土地を「与え」られることがないばかりか、それを恣意的に「受けと」られる可能性がある。その結果、代表を話題にすることさえ忌避される言語空間が形成される。つまりAHA内の土地制度には、「代表の地位にある個人とその身内/身内から排除された者」の葛藤が内在する。

AHA内外では異なる土地制度が確立されている。ただし土地を「受けとる者/受けとられる者」の葛藤の構図自体は、両制度に通底する。ところがガーロコイレ村では、こうした構図におさまりきれない出来事が、行政村分裂・創設の前年にAHAで生じていた。

## 終章 叛乱

本章の主題となるのは、1995年、AHAの土地の再分配を不当と主張する組合員(反代表派)が、再分配のやりなおしと代表の辞任をもとめて引きおこした騒動である。新行政村を創設したのは、この騒動のなかで反代表派を構成した人びと、ただし、その一部だった。

1節では、騒動の経緯を検討した。この騒動ではAHA内の土地制度に固有の葛藤が逆転するかたちで集団形成がなされた。反代表派を形成したのは、当時の代表がガーロコイレ村の首長の身内に占められているとの認識を共有し、そこから排除されてきたことを自認する人びとだった。彼らは、代表による土地の没収・再分配に異議を唱え、問題の土地を代表から「受けと」ろうとした。具体的には、その土地を耕起し、土地が反代表派によって没収・再分配されたことを既成事実化しようとした。土地を奪われる立場にある者が、それを奪うことを正当化された者から、暴力的に土地の「受けとり」を試みたこと。この点においてたしかにそれは、人びとがいうとおり、「叛乱」であり「クーデタ」だった。

2 節では、騒動が収束し、新村が創設されるまでの過程を検討した。「司令官」の調停後、ガーロコイレ村首長が代表の後ろ盾になったと考える反代表派は、土地係争にとどまらず、新村創設にむけた行動を開始した。しかし、AHA 内の土地制度をめぐる対立軸に沿って凝集した反代表派は、問題が AHA を離れることで凝集力を失い、AHA 外の土地制度の対立軸にそって、内部分裂をとげた。

3 節では、本稿の民族誌的記述を総合する狙いから、一介の後着者でもあったわたしが、実地調査をすすめる過程で、この社会の土地制度を貫く「受けとる者／受けとられる者」の葛藤に巻きこまれていったこと、最終的には、代表解任騒動に介入した「司令官」——それは AHA 建設という土地の「受けとり」の表象でもあった——と同一視されていったことを論じた。それにもとづき、人びとが土地を守ろうとするありかたを指摘した。

終章「おわりに」は、3 節の作業と対をなす。行政村分裂・創設の真相にあたる代表解任騒動と騒動の核心である土地という問題は、「司令官」と化した人類学徒に、語られぬまま閉ざされていた。ところが、騒動の真相と核心を自ら語った人物がひとりいた。土地制度のゆがみとでも評すべき過酷な現実を生きた個体から発せられた、否定、稀少、非所有を強調する「ごく ba」という副詞の反復は、腹、足、水の原理には還元しえない、いまひとつのモラルのありかをしめしていた。